

あきる野市教育委員会 1 2 月定例会会議録

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---------|---|----------|---------|-------------|---------|----------|-------|--------|---------|----------|---------|--------|---------|-------------|-------|----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 | 開 催 日 | 令和元年 1 2 月 2 0 日 (金) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 開 催 時 刻 | 午後 2 時 0 0 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 終 了 時 刻 | 午後 3 時 2 4 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 場 所 | あきる野市役所 5 階 5 0 5 会議室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 日 程 | <p>日程第 1 議案第 2 2 号 あきる野市いじめ防止基本方針の改訂について</p> <p>日程第 2 報告事項 (1) 民法改正に伴う成人式運営方針について</p> <p>日程第 3 報告事項 (2) あきる野市公立学校に在籍する児童・生徒の出席停止に係る要項について</p> <p>日程第 4 教育長及び教育委員報告</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 出 席 委 員 | <table border="0"> <tr> <td>教 育 長</td> <td>私 市 豊</td> </tr> <tr> <td>教育長職務代理者</td> <td>田野倉 美 保</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>丹 治 充</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>小 西 フミ子</td> </tr> <tr> <td>委 員</td> <td>坂 谷 充 孝</td> </tr> </table> | 教 育 長 | 私 市 豊 | 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 | 委 員 | 丹 治 充 | 委 員 | 小 西 フミ子 | 委 員 | 坂 谷 充 孝 | | | | | | | | | | | | |
| 教 育 長 | 私 市 豊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育長職務代理者 | 田野倉 美 保 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 丹 治 充 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 小 西 フミ子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 委 員 | 坂 谷 充 孝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 欠 席 委 員 | なし | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 | 事務局出席者 | <table border="0"> <tr> <td>教 育 部 長</td> <td>佐 藤 幸 広</td> </tr> <tr> <td>指 導 担 当 部 長</td> <td>鈴 木 裕 行</td> </tr> <tr> <td>生涯学習担当部長</td> <td>松 島 満</td> </tr> <tr> <td>教育総務課長</td> <td>鈴 木 将 裕</td> </tr> <tr> <td>教育施設担当課長</td> <td>岩 崎 徹</td> </tr> <tr> <td>学校給食課長</td> <td>山 本 匡 俊</td> </tr> <tr> <td>指 導 担 当 課 長</td> <td>間 嶋 健</td> </tr> <tr> <td>生涯学習推進課長</td> <td>吉 岡 賢</td> </tr> <tr> <td>図 書 館 長</td> <td>紺 藤 修 子</td> </tr> <tr> <td>指 導 主 事</td> <td>大 道 雅 士</td> </tr> <tr> <td>指 導 主 事</td> <td>宇佐美 拓 郎</td> </tr> </table> | 教 育 部 長 | 佐 藤 幸 広 | 指 導 担 当 部 長 | 鈴 木 裕 行 | 生涯学習担当部長 | 松 島 満 | 教育総務課長 | 鈴 木 将 裕 | 教育施設担当課長 | 岩 崎 徹 | 学校給食課長 | 山 本 匡 俊 | 指 導 担 当 課 長 | 間 嶋 健 | 生涯学習推進課長 | 吉 岡 賢 | 図 書 館 長 | 紺 藤 修 子 | 指 導 主 事 | 大 道 雅 士 | 指 導 主 事 | 宇佐美 拓 郎 |
| 教 育 部 長 | 佐 藤 幸 広 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指 導 担 当 部 長 | 鈴 木 裕 行 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習担当部長 | 松 島 満 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育総務課長 | 鈴 木 将 裕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教育施設担当課長 | 岩 崎 徹 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 学校給食課長 | 山 本 匡 俊 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指 導 担 当 課 長 | 間 嶋 健 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 生涯学習推進課長 | 吉 岡 賢 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 図 書 館 長 | 紺 藤 修 子 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指 導 主 事 | 大 道 雅 士 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 指 導 主 事 | 宇佐美 拓 郎 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9 | 事務局欠席者 | <table border="0"> <tr> <td>スポーツ推進課長</td> <td>長谷川 美 樹</td> </tr> </table> | スポーツ推進課長 | 長谷川 美 樹 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| スポーツ推進課長 | 長谷川 美 樹 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

それでは、始めたいと思います。感謝状の贈呈式に引き続いての定例会になります。今年最後の定例会でございます。議案等のご審議のほど、よろしく願いをいたします。

ただいまから、あきる野市教育委員会 1 2 月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員全員が出席しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

なお、事務局は、台風 1 9 号によって被災しました小和田グラウンドの国庫補助金の対応のためにスポーツ推進課長が欠席しております。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、田野倉委員と小西委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 2 2 号あきる野市いじめ防止基本方針の改訂についてを上程します。

説明を指導担当部長にお願いいたします。

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

議案第 2 2 号あきる野市いじめ防止基本方針の改訂について説明いたします。

本方針は、平成 2 7 年 3 月に制定されたあきる野市いじめ防止対策推進条例に基づいて、同年 3 月 2 7 日の教育委員会定例会において承認されたものであります。それに伴い、各学校においても本方針に基づいて学校いじめ防止基本方針を定め、いじめに関する事業の実施などの未然防止の取組、定期的なアンケート調査等による早期発見の取組、いじめを認知した場合の組織的な対応など、早期対応について取り組んでまいりました。一方で、その後に発生した全国のいじめに関する問題として、調査におけるいじめの認知件数について都道府県における違いが大きかったことや重大事態に至ってしまう事案が発生してまいりました。さらに、そうした事案の中には、学校の設置者または学校においていじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法や基本方針等に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案があり、社会的な問題にもなりました。

こうした状況を踏まえ、文部科学省は平成 2 9 年 3 月に、いじめ防止等のための基本的な方針を改訂し、また同時にいじめの重大事態の調査に関するガイドラインを策定いたしました。また、平成 3 0 年 3 月にはいじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応についてという通知を発出し、法のいじめの定義を限定解釈しないことや、重大事態については法などに基づく措置を確実に講ずることについて周知徹底が図られました。

本市におきましても、こうしたいじめ問題への対策に合わせて、法に基づくいじめの認知や適切な対応を明確にするために、あきる野市いじめ防止基本方針の見直しを行うことにいたしました。方針の改訂案につきましては、あきる野市いじめ問題対策連絡協議会や校長会からもご意見をいただき、本日の議案としてまとめてまいりました。ご審議につい

てよろしくお願ひいたします。

なお、改訂案の詳細につきまして、指導担当課長から補足の説明をいたします。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

それでは、改訂の詳細についてご説明させていただきます。

改訂の視点でございますが、大きく3点でございます。1つは、法のいじめの定義を限定的に解釈しないようにすることです。まず最初に、3ページの2の（1）をご覧ください。いじめに当たるかどうかの判断について、留意点を全部で9つ記載しております。いじめられた児童生徒の立場に立つこと、けんかやふざけに見えるところでも、見えないところで被害が発生している可能性があること、好意から出たことであつてもいじめと判断することなどが記載しています。

いじめに対する指導に対しても、4ページ、2の（2）に記載されていますとおり、法の趣旨を踏まえて指導するよう記載しております。しかしながら、好意から出るような軽微ないじめの案件については、加害児童生徒となる児童生徒の気持ちを十分に配慮することから、いじめという言葉を使わずに指導するなどの指導に当たっての柔軟性を示しております。また、5ページ、4の（3）をご覧ください。特別支援教育の推進では、特別な配慮を要する児童生徒が、その子どもの特性からいじめの対象となりやすいという傾向があることを踏まえ、いじめ防止の指導を行うよう記載を追記させていただきます。

2つは、重大事態への対処でございます。ページが飛びますが、10ページ、2の（2）でございます。重大事態の発生が判明してから、いじめの実態調査を行うための人選を初めとした組織づくり、これをしては対応が遅れてしまいます。そのために平時から調査委員会の設置を行うよう記載を変えております。また、いじめ調査に当たっては、いじめの結果でこういう問題が起きたのではない。重大事態とは言えないと考えたとしても、児童生徒または保護者からの申し立てがあつた場合は、重大事態が発生したと捉え、調査、報告をするようにし、児童生徒に深刻な被害を与えることを未然に防ぐような取組をするよう指示するようになっております。ケースによっては学校の調査を中心にして現在でも対応できるものが非常に多くあります。調査の実施についてでございますが、文部科学省のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインに基づき実施するようにすることで、いじめの重大事態が発生した場合、全ての学校が適切な法に基づく措置を確実に実施するようになっております。

3つでございます。いじめの防止対策の組織的、計画的な実施についてでございます。ページ戻りまして5ページでございます。学校における取組については、あきる野市学校いじめ防止基本方針を作成する意義について追記しております。市の方針を参酌して策定することのみでなく、意義を明確にすることで、その存在や広報することの重要性を追記しております。また、7ページ、5では、このあきる野市学校いじめ防止基本方針を学校評価において評価し、いじめ対応について改善を毎年図るようにしたことも改善点でございます。

いじめ防止の具体的な対策としては、7ページ、3、（1）にありますとおり、校内にお

いて年3回以上の教員に対する研修を行うことと明記しております。また、市といたしましては、8ページ、2、(2)のように、各担当者によるいじめ防止の連絡会の実施や、9ページ、(9)にあります特別支援教育の推進のための複数の会議体の設置、(10)にあるように、これまでは年間決まった学校が担当者を設定し、3回の担当者連絡会を実施していたことを、より多くの教員がいじめの問題にかかわったり認識を深めたりできるよう、改訂版では各担当者や年次、職層に応じた焦点を絞った取組を行うよう記載を変更しているところがございます。

以上で説明を終わります。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これより質疑に入りたいと思います。

何か質問などはありますでしょうか。

委員（丹治 充君）

では、いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

あきる野市いじめ防止基本方針の改訂案が、こうして示されて、大変丁寧で、わかりやすい内容になっていると私は思いました。そして、今までにも小中学校はじめ、いじめの防止につきましては様々な取組が行われておりますけれども、残念ながら根絶までには至っていないのが現状だろうと思います。また、各県では防止に努めている中で、いじめにより自殺を図るといふ悲しい事件も起きているわけですが、幸い本市の場合は、小中学校における重大ないじめの発生はありません。けれども、その懸念は依然として払拭できないのが現状だろうと思います。学校現場の教職員は、そういった意味でかなり神経をすり減らしながら、児童生徒の指導に当たっていると思います。本市のいじめの状況については、指導室からも折に触れて発生件数等は報告されておりますけれども、その中でいじめの発見者は半数以上が学校の教職員によるもの、そしてその次はアンケート等の調査によるものでしょうか。こうしたいじめの発見につながったものでは、本人の訴えや当該児童生徒の保護者あるいは本人以外の保護者からの情報もあると思います。学校以外の情報によって、このいじめの発見につながったケースの割合はどのぐらいあったのか、わかる範囲でよろしいですから、お聞かせください。

また、このあきる野市いじめ防止基本方針改訂の中でも挙げられております保護者あるいは地域住民、関係機関と連携した取組の推進を図る上で、いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できる必要な措置を講ずると示されております。教育広報でもいじめ防止の観点から周知はされていると思いますが、さらに地域全体で強固に取り組むという意味で、いじめ防止基本方針の概要版などを作成しまして、保護者、地域あるいはこの中に謳っていませんけれども、児童館あるいは学童クラブ、民生委員等に配布して、いじめ撲滅の強固な取組の推進を図るということはいかがでしょうか。

こんな点で若干質問させていただきました。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

いじめ発見の割合でございますが、平成30年度の数字で申し上げますと305件、総計がありまして、そのうち学校の教職員が発見したものが、小学校66件、中学校22件の計88件でございます。本人が訴えたものが、小学校が59件、中学校が49件の計108件でございます。地域や外部からは、児童生徒本人、いわゆる保護者を抜いて報告が上がってきたということはなかなかなく、小学校が6件、中学校が11件の17件です。昨年度305件の中で、いわゆる本人や先生を外すと17人というところになります。

それから、外部への報告については、学校いじめ基本方針につきましては、各学校がホームページ等で挙げているところがございます。また、こういったものにつきましては、本市の広報を幅広くしていく必要があると考えているところがございます。児童館、それから学童等の連携につきましては、子ども家庭部と危機管理課が子ども家庭部の部長になっておりますので、そういったところと連携を図りながら、教員と同じような体制で取組を推し進めていければと考えておりますので、今後調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。実は青少健等の中でも地域で話し合われる中には、このいじめの話題が余り議題に乗ってきません。現実には小学校の放課後、預かり施設の関係でも、いじめの話題は非常に少ないのではないかなと思いましたので、是非、児童あるいは学童クラブ、民生児童委員等の中でもっと話題にさせていただくことが大事なという意味で質問、要望という形でお話しさせていただきました。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

先ほど丹治委員の質問の中に概要版の作成というのがあったのですが、その辺はどのようなお考えがあるでしょうか。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

ご指摘いただきましたとおり、長いものではなく、皆さんがぱっと見てわかるものの作成を検討してみたいと考えております。

教育長（私市 豊君）

お願いします。

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

はい、ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

特別に支援を必要とする児童生徒からの本人の訴え、いじめられたという割合は何名くらいいるのでしょうか。この本人の59と49という数の中に含まれているということでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

この305件の中には、学校教職員が発見したものや養護教諭、スクールカウンセラー、本人が訴えたもの、特別な支援を要するお子さんの訴えも入っておりますし、保護者様からの訴えもあります。特別な支援を要するお子さんは、どうしてもコミュニケーションが苦手だったりするので、そういったことから割合的には高くなってしまふことはございます。一方で、加害のお子様もコミュニケーションが苦手なので、情緒のお子さんなどは加害の対象になる場合もあるということがあります。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

ありがとうございました。

それから、もう1つお聞きしたいのですけれど、この学校の中や地域の中で発見されたものもあるのですけれども、例えばこのあきる野市内の児童生徒が、塾やそういうところで知り合う他校の児童生徒とのいじめなど、そういう意見や件数も含まれていますか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

いじめの認知に関しては学校の内外を問わないということになっておりますので、含まれることとなります。それから、インターネット等がかかわってくるものも含まれることになっています。

以上です。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

それは本人が訴えてくるのですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

ケースごとになると思いますが、基本的にはインターネット等というのは本人が一番わかりやすいことだったりしますし、外だと校内の教員は見づらいところがありますので、そういうことが多いと思います。また、保護者が気づいてということもあると思います。

委員（小西フミ子君）

わかりました。ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。こうしていじめを防止するとともに、起こったときの対応が書かれているわけですが、基本的には学校等がいじめの被害に遭っている児童等から相談なりがあったものが上がってくるということになっていると思います。結局のところ、対策があったとしても、学校から上がってこないことには会議というものは開かれなわけです。どうも他市や色々報道されているところを見ると、学校が結局上げていなかったりという事実があるのではないのかなと思います。これが現状である野市内でいじめがあるにもかかわらず、重大事故があるにもかかわらず、教育委員会に上がってこないということはあり得ないのでしょうか、質問です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

学校の報告が基本ということになっております。そのために軽微な状況から報告を月1回で受けるようにしていて、それが長期にわたっているような場合には、こちらから問い合わせができるようにして、きちっと確認ができるようにはしているつもりでございます。各学校には、やはり早期対応、早期発見がすごく大事であるということを繰り返し伝えることで、重大事態にならないように指導を徹底してまいりたいと思います。全く上がってこないと言い切れるのかということになりますと、これは学校等を信頼して、教育委員会としてはいじめをもって重大事件が起きたり、このいじめが起きたことをもって、それが学校の課題ではない、先生の課題ではないということを繰り返し指導することで、きちっと上げてくるようにこちらとしては伝えているところでございます。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

補足いたします。これまで教育委員会で、指導室で対応してきた個別の案件などを振り返ってみますと、学校が報告していないものであっても、保護者の方が直接相談にいらっしゃるといことも結構あります。ですので、現時点でそれによしとするわけではありませんが、直接教育委員会に相談に来られる、あるいは教育相談所に相談されるということもありますので、その体制で報告がなかった場合のカバーは、今は何とかできているかなという判断をしています。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

わかりました。ありがとうございます。このように、結局学校に報告しても上がってこ

ないことがあるわけです。これは罰則規定をつくるわけにはいかないとは思いますが、言わないで過ぎてしまえばいいやというようにならない何かが必要だと思えます。それとともに、何かあったときには一番信頼できて相談できる学校というものがあるべきですけれども、学校以外にもありますよということを、もっと言ってもいいのかなと思えます。現実的に直接学校に言うことにハードルを持つ家庭はあるわけです。ましてや、教育委員会に言うことはかなりのハードルがあるとは思いますが、何かあったときに言える体制があるんだということを市民の方、保護者の方、子どもたちに知って、認知させる、認知度を高くするということが必要だと思えますので、引き続きお願いします。

そして、別の件ですけれども、この基本方針の中に特別支援教育の推進というところがあるわけですが、この特別支援教育の推進をどういう意味で使っているのかがいまいちわからないのですが、どういう意味でしょうか。このいじめ防止に対して特別支援教育の推進が必要だということを説明していただけますでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

お子さんそれぞれが個性や特性を持っています。自分を大切にすること、人権教育もそうですけれども、特別な支援を要するお子さんに対して、コミュニケーションが苦手なお子さんに対して、子どもの感覚からするといじめに発展するようなことも多々あるということも踏まえて、そういった理解を求める教育、それから今後成長していく段階にあつて、特別支援の教室だとか学級に行っているお子さんに対して特別扱いをすることに対して、そうではなくてみんな一緒だよという考え方を育てていくこと、そういったことも重要なポイントになっていきますし、様々な視点から特別支援教育を進めていくことがいじめの撲滅につながっていくという判断でこちらは推進しております。実際にいじめの被害者にもなる可能性が高いところはあります。

以上です。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。特別支援教育という同じ言葉を使いますので、特別な支援を要する方と子どもを捉える場合といわゆる他者理解であったりといったことを推進していくことと、これが混同されて捉えられがちです。これをどのように捉えるかは、なかなか難しいところだなと思う点が1つです。

それと、ページ5です。(3)で、特別支援教育の推進というところに、5ページ目、(3)、特別支援教育の推進の5行目に、なお特別な配慮を要する児童生徒がいじめの対象となりがちな傾向があるとありますが、まず配慮が必要な児童生徒が対象になるわけではないので、いじめを受ける対象にされる、被害者ですので、このあたりの書き方というのはよくよく気をつけたほうがいいな、例えば障がいがあるというのか、障がいを持つというのかで大きな問題となっている部分もありますので、その辺の言葉の使い方というのは重々気をつけていただきたいと思えます。まずもって、この対象としてなりやすいという意味が

よくわからないのですが、対象としてなりやすいとはどういう意味でしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

いじめを受ける側になるという表現でございますが、こちらの言葉は様々なところで使われている言葉でございます。今のような表現だと、あるという表現とではそういうつもりで申し上げたつもりではないということですが、児童生徒がいじめの受ける対象としてなりやすいというところがあるということでございます。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

今、委員のご指摘のあった表現あるいは考え方というところを再度気をつけて、最終的に公表するときに、この表現のところをしっかりと精査したいと思います。

教育長（私市 豊君）

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

最後に、今特別な配慮を要する児童生徒に向けた指導ではなくて、他者理解というところをしっかりと指導していくんだということ、違いがあつて当たり前だということであつたり、そういった指導をしていくというふうにしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

ほかに。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございます。今回この改訂案を拝見して、いじめの定義を今までよりも広い形で考え、いじめに当たるかどうかの判断についての留意点という意味では、わかりやすく、明確化されているのが非常によかったと思います。また、いじめに対する指導についても、これをもって統一性を持った指導がなされるように感じました。先ほど各委員からのご指摘がありましたが、せっかくこういったいじめ防止の基本方針というものが改訂されたのですから、それをいかに実際にいじめを受けた子どもや保護者、地域の方に浸透させる、広報していくのかという部分を少し考えていただけるとありがたいと思いました。

先程間嶋課長から各学校のいじめ防止基本方針が各学校のホームページに掲載されているという説明がありましたが、私がこの資料をいただいたときに各学校のホームページを拝見したところ、中学校は全校きちんと掲載されていましたが、小学校では掲載されていない学校も複数ありましたし、このいじめ防止基本方針はかなり分量が多いです。学校によっては6ページもあり、どうにかみんなに広く浸透してほしいという思いがあるなら、わかりやすいリーフレットのような形で、保護者やいじめられている本人が手にとって、

いじめたらこういうところに相談すればいいんだなって思えるようなものが広く行きわたるような形を検討していただけるといいなと感じました。

また、先程坂谷委員からもありましたが、学校の先生には相談しづらい、友達にそういったことが告げ口としてとられてしまったらどうしようかと、やはり子どもたちもいろいろ不安です。なかなか言いづらい気持ちはあると思います。そういった子どもたちや保護者が気軽にというのでもないですけど、ホットラインのような、こういったことが実はありますということと言えるような形のリーフレットなり相談先なりというものが、敷居が低い形で提供できるような対応を考えていただけるとありがたいと感じました。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

すみません、小学校のホームページ上は全校確認をして、ただ何校か校長の文章などの裏に入らないと見られない、確かにそういったところがあったかなと今思い出しています。ただ間違いなく掲示をしていたはずだったと、確認をさせてください。

それから、いじめのことや学校のことについては、基本的には、やはり学校が最終的な信頼される場所であり、教員、担任がそれをきちっと指導できる、それが本来のあるべき学校の姿だと考えられるところがございます。なので、まず第1としては学校が信頼される場所、相談しやすい場所で、担任がうまくいかなければ管理職といったところが望ましい形になっていきたいと、そういうふうな状況をつくっていきたいと、またそういう教員を育てていきたいと考えています。一方で、すぐにそうはならないところもございますので、窓口としてさまざまところを広報しながら、教育委員会ももちろん1つの窓口でございますし、学期ごとに都の相談センターだとか、そういったいじめの訴える場所について、全児童生徒にはいじめの相談窓口は広報したりはしているところがございます。ただ、やはり学校が信頼される場所であり、子どもたちのいじめの解決する場所であってほしい、また保護者も困ったことがあったらすぐに学校へ訴えられるよう、そういう学校でありたいなど、そうなるように校長会等で示してまいりたいと思います。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

7ページですけれども、重大事態の調査結果についての市長の附属機関という文ですけど、あきる野市いじめ問題調査委員会のことだと思うのですが、どういう人たちが調査委員会になっているのでしょうか、お聞きしたいのですが。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

教育委員会のいじめ問題調査委員会規則から申し上げますと、識見を有する者、いわゆる大学教授、それから法律、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、警察職員、また教育委員会事務局やその他委員会が必要と認める者ということで、教育委員会での調査はそれを7人以内をもって行うことになっております。あきる野市いじめ問題調査委員会、これは市のほうになります、こちらは5人以内をもって組織するものでございまして、識見を有する者、それから法律、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者、その他市長が必要と認める者になっております。かぶるところもありますが、教育委員会の場合と、それから市長が再調査をする場合とでは、組織が違うということになります。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

わかりました。ありがとうございました。それから、早期対応のことですけれども、いじめ問題が起きたときに、段階によって例えば教育相談所、子ども家庭支援センター、児童相談所等の連携とあります。これはいじめの内容によって教育相談所どまりとか、例えば児相に行くまでに、その件数に対してかなり時間がかかったり、そういう事件というか内容によって、同時期にこの連携施設、連携相談所に問題が行くのですか、それとも個別というか内容によっては教育相談所でもう処理が終わってしまうという形ですか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

本当にケースによってでございますが、問題が起きた場合には校内で会議体を開きまして、校内で処理できるものもあれば校内で、お子さんの家庭環境に影響があるような場合には、そういった家庭との連携を図るためのスクールソーシャルワーカーや子ども家庭支援センターなどにお力を借りることもあります。それから本人の心理的な問題ということになれば、特別な発達の課題等も考えられる、情緒的な課題が考えられるということであれば、そこに教育相談所の臨床心理士等が入ってくる場合もあります。それから、当然そのいじめの問題が重たい案件、いわゆる暴力的な行為等になってきた場合には、そこからもう1つ例えば警察へのご助言をいただくということも、求められる場合にはありますが、現状そこまでということはなく、大体は我々が入ることもありますし、そういったところで教育相談所や子ども家庭支援センター、教育委員会、あと学校現場とか、そういったところのメンバーで第1段階はおよそまとまっているというところでございます。

委員（小西フミ子君）

わかりました。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

ほかにございますか。

では、私から1つよろしいですか。10ページに重大事態の対処という項目がありまして、一番下のところに調査を行うための組織、ここに教育委員会または学校は、平時に設置しておくという表記があります。今の段階ではどちらに設置を想定しているのでしょうか。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

調査委員会としては、今後は市教育委員会でこのあきる野市教育委員会いじめ問題調査委員会が設定できるような形にしていくと同時に、学校においても評議員や学校医などの委員を加えて、そういった問題について検討できるようなことが常時的にできればいいと考えていますが、予算関係の問題等も出てきますので、今後検討の課題でございます。基本的には、まず今規則がある教育委員会のレベルだと考えています。

教育長（私市 豊君）

指導担当部長。

指導担当部長（鈴木裕行君）

平時ということでは、現時点の組織の中ではいじめ問題対策連絡協議会を年に2回行っていますけれども、この委員の方々を必要としてお願いするということにはなるかと思えます。ただ、日常的に依頼して活動をお願いするというものではありませんので、現時点では定例の会議だけですんでいるということでございます。

教育長（私市 豊君）

わかりました。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、質疑を終了いたします。

議案第22号あきる野いじめ防止基本方針の改訂については、先ほど坂谷委員からのご質問にお答えしたとおり、若干の修正等があるかと思えますけれども、一部修正を加えて承認することに異議ございませんか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第22号あきる野市いじめ防止基本方針の改訂については、一部修正を加えて承認されました。

続きまして、日程第2 報告事項1、民法改正に伴う成人式運営方針について、報告者は説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

それでは、成人式を担当しております生涯学習推進課の私からご説明させていただきたいと思えます。

平成30年6月、民法の成人年齢が20歳から18歳に引き下げることを内容いたします民法の一部を改正する法律が成立しておりまして、2022年、令和4年になりますけれども、令和4年4月1日より施行されることが既に決定をしているところでございます。このことに伴いまして、これまで本市におきましても改正民法施行後の成人式の対応等について協議をしましてまいりましたが、このたび運営方針を決定させていただきました。

たので、ご報告させていただくものでございます。

まず初めに、1の運営方針でございます。改正民法施行後となります2023年、令和5年の1月が対象になってございますけれども、この式典につきましては式典名を検討していきたいと思っております。仮称となっておりますけれども、20歳を祝う集いに変更いたしまして引き続き20歳を迎える方のみを対象として実施し、翌年以降についても同様に継続して実施していきたいと考えています。

次に、決定理由でございます。まず、1つ目の理由といたしましては、本市では1月の成人の日に合わせて、成人者を祝い、励まし、社会の仲間として迎え入れるとともに、大人としての責任と自覚を促すための式典として開催をしているところでございますが、新たに対象となります18歳の方にとりましては、この時期が大学受験などを控えた大変重要な時期でもあるというようなことから、教育的な知見から配慮を行う必要があると考えています。

それと、2つ目の理由でございます。現在成人式につきましては、秋川キララホールを会場として利用しておりますけれども、秋川キララホールの収容人数につきましては、現在最低でも702席、うち車椅子については2席となっております。また、過去に開催実績がございますサマーランドにつきましても、収容人数が式典等の運営を考えると約1,000人程度ではないかという報告もいただいているところでございます。改正民法の施行後となります2023年、令和5年1月の式典につきましては18歳から、まだ式典を行っていない19歳、20歳までの3学年の対応なども含めて検討する必要がございますけれども、本市につきましては3学年合同で開催ができるような施設がございません。また、実施日や回数等を分けて行うことにつきましても、関係者、また多くのご来賓の方々等にお越しいただいておりますので、式の管理運営上、大変困難な状況であります。

これらの状況を踏まえまして、本市といたしましては改正民法施行後につきましても、現在同様20歳を迎える方のみを対象として実施をしてみたいと考えております。

最後になりますけれども、参考といたしまして報告書の中に令和元年10月1日現在、こちらは他市の調査結果に基づいて記載をさせていただいております。その中では都内26市中、武蔵野市、三鷹市、福生市、多摩市が改正民法施行後も20歳を対象とした式典として実施する方針を決定していると記載しておりますが、一部訂正をさせていただきたいと思っております。福生市につきましては、担当課としては事務協議を進めているところでございますけれども、現時点ではあくまでも予定ということになっているということが確認できましたので、一部訂正をさせていただきます。

また、併せましてインターネット上に本日の東京新聞の記事が上げられておりました。この調査結果以外でございますけれども、八王子市、国分寺市、町田市についても同様に20歳を対象とした式典として実施することを決定したという内容が掲載していることを併せてご報告させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などがありますでしょうか。

委員（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

18歳は成人になるわけですが、そうするとこの呼称についてはやはり成人式という呼称を使われる予定でしょうか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

式典の名称につきましては、今後検討していきたいと思っておりますけれども、他市の状況であったり他県の状況を見ますと、20歳を祝う成人の集いや、20歳をお祝いする会など、そういったお名前に変更しています。本市におきます名称については、今後検討していきたいなと思っております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

わかりました。それで、今後恐らくこれは会場の都合で20歳と分けていると思うのですが、会場さえ都合がつけば18歳以上の成人式も想定されるのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

ただいまのご質問でございます。現在私のほうで調査しているところでは、他県など、会場のキャパシティの大きいところでは3学年まとめて実施を考えているところもあるようでございます。本市はそのような会場がないこともありますけれども、1つ目の決定理由の中に、18歳というのはやはり大学の受験を控えているなど、こういった教育的なところも十分配慮をする必要があるのではないかとこのところもございまして、会場が見つければということではなくて、これらを総合して本市としては20歳を対象とした式典として実施していきたいと考えております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうすると、大学受験等を控えた重要な時期というあたりが大きな理由になるわけですね。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

そちらも決定理由からすれば重要な理由になっているということでございます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

例えば18歳からになったときには、1学年ずつ少なくなっていくのですね。そうすると、最終的には3年後は、18歳以上になるから大体数としては、今の例えばキララを使うような会場でもできるということも考えられますね。ですから、したがって18歳以上でやっている県なり市町村というのは今のところないということですか。

教育長（私市 豊君）

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

お答えいたします。

現在私が把握している限りでは、他県でも18歳を対象にしているというところはなく、少なくとも26市では、既に20歳を対象として行うということで決定しているところがございますが、18歳を対象として行うということはないという状況でございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

よその市町村では20歳以上が大体大半だということで、わかりますけども、これから18歳以降大人としてやはり成人として扱われる方たちについては、成人の自覚を持っていただくという点では、やっぱり大事な意味があるんじゃないのかなと、ぜひまたこれから検討されるということですから、十分にその辺も検討していただけるように、要望としてお願いします。

教育長（私市 豊君）

この民法改正は令和5年ですので、まだ先の話をも今の段階で決めるということですが、これは要するに成人式を迎えるに当たって、晴れ着の準備など、そういう時間的なものが必要なので、今の時点で令和5年の民法改正のときにはあきる野市の場合は、20歳を成人式にしますというのをとりあえず決めますということでございますので、丹治委員のおっしゃるとおり、その令和5年度以降、18歳以上が成人というのがだんだん浸透してきて、成人式というのはどうなんだということになれば、また改めてその辺は議論をしていただければと思います。

委員（丹治 充君）

はい、結構です。

教育長（私市 豊君）

ほか、よろしいでしょうか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

私も今おっしゃっていた丹治委員の意見に賛成といいますか同意する部分があります。そもそもなぜ成人式をするかというところで、成人者を祝い、励まし、社会の仲間として迎え入れるとともに、大人としての責任と自覚を促すための式典ということであれば、今後は18歳からいろんな社会的な責任も生じてきます。18歳を成人とするということなので、将来的には、18歳で成人式を行えるような形に持っていくのが筋なのかなとは感じます。

18歳だと、1月の成人の日だと大学受験などを控えてというようなお話だったので、なかなか時期をずらすのも難しいのかもしれませんが、東京に限らなくていえば3月に成人式をやっている自治体や、地元に戻ってくる時期を成人式と定めている自治体もあると思うので、今後令和5年以降については考えていただければいいのかなと感じました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（吉岡 賢君）

貴重なご意見ありがとうございます。令和5年1月に関しては、このような形で進めたいと考えておりますけれども、それ以降については改めて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかに何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございます。民法上の成人年齢が20歳から18歳に引き下げられる、民法上の成人が引き下げられることが、一般的な概念としての成人年齢が下がるということとイコールかというところ、どうなのかなというところがあります。結論から言いますと、現状の20歳になる人たち、なった人たちをお祝いする会としてやるのはいいのかなと感じます。選挙年齢が18歳に下がったり、色々な部分で年齢が下がっている部分もありますけれども、全てがそうなっているわけではなく、年齢的な限定されているものというのはあるのが現状だと思います。例えば飲酒や喫煙などは民法の成人年齢が下がったからといってその部分は変わらないわけで、一般的な概念からの成人というのは変わらないのかなとも思いますので、会場が云々というのは何か後からつけたような理由のような気もいたしますし、その年に限ったことですかね。18歳に下げるなら、3年分まとめてやらなくてはいけないからということですね。でも、その翌年からはキララホールでいいということになると思いますので、それは何かこじつけのような気がいたします。ともかく私の気持ちとしましては、20歳を対象とした式典、20歳を祝う集いという形に変えさせることに私は異議はございません。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

小西委員はよろしいですか。

委員（小西フミ子君）

はい、結構です。

教育長（私市 豊君）

それでは、以上をもちましてこの報告事項は終わりにしたいと思います。

本件は報告として承りました。

続きまして、日程第3 報告事項の2、あきる野市公立学校に在籍する児童・生徒の出席停止に係る要項について、報告者は説明をお願いします。

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

それでは、あきる野市公立学校に在籍する児童・生徒の出席停止に係る要項について、私より報告いたします。この要項でございますが、学校教育法第35条第3項及びあきる野市立学校の管理運営に関する規則第24条第3項に基づき、あきる野市公立学校に在籍する児童・生徒に係る出席停止の命令に関し、必要な事項を定めているものでございます。先ほど述べましたとおり、これまでも出席停止は、あきる野市の市立学校の管理運営に関する規則に記載されておりました、教育委員会が性行不良であり他の児童生徒の教育の妨げであると認めた場合、児童生徒の保護者に出席停止を命じることができたところでございます。また、平成13年度、文部科学省より出席停止制度の運用のあり方についてにおいて、出席停止の制度を適切に運用することで他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障するとともに、出席停止の期間における当該児童生徒に関する学習の支援など、教育上の措置を講ずるよう措置が通知されたところでございます。しかしながら、本市において適切な運用に当たっての出席停止の命令の手續に関し、必要な手續を定めていなかったもので、改めてここで定めたものであります。

要項の詳細について2つ報告させていただきます。1つは、事前手續でございます。実施に当たってでございますが、校長具申でなく要項上には記載ありませんが、様式1に記載があり、添付資料を2種類求めているところでございます。1つは、児童生徒の問題行動に対応するために、日ごろからどのような生活指導の充実を図ってきたのか、第2条にあるとおり、学校が最大限の努力を行っても解決していない状況であるということがわかるような指導記録をつけるようにというところでございます。

もう1つは、出席停止を行う場合の当該児童生徒の学習権を保障するための個別指導計画です。いわゆる加害と言われているお子さん、他の児童の学習の妨げになるようなお子さんであっても、学習権は持っているわけでございます。そのため出席停止という状況にあっても、そのお子さんに対してどのような指導をしていくのか、どのような指導体制をとっていくのか、こういったものを添付するよう求めています。あくまでも要項では、出席停止は他の児童生徒の安全を守るための一時的措置であり、それまでの生活指導の充実の徹底を学校に求めております。また、本要項でございますが、当該児童生徒の保護者の意見の聴取を行うこととし、学校側だけではなく、出席停止に当たっては当該児童生徒側の意見も十分踏まえて決定するというようにしております。

2つは、出席停止の期間でございます。出席停止の期間は、出席停止を命ずる目的に照らし、可能な限り短い期間とすることにしております。近年いじめを受けたと訴える被害児童生徒の保護者からは、加害児童生徒を長期間出席停止にするよう要望する場合があります。本要望では、短い期間と限定し、状況によっては延長できるとしながらも、当該事業生徒に改心が見られ、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障できるとした場合、短縮もできるようにしております。

本要項では、加害児童生徒の学校への早期復帰、加害児童生徒も含めた安定した学校生活の維持を第一に考えたものとなっております。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

質疑に入ります。

何か質問等ございましたらお願いをいたします。

いかがですか。

委員（丹治 充君）

いいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

公立の小中学校の出席停止という制度運用については、本人のいわゆる懲戒という観点ではなくて、学校の秩序を維持すると、そして他の子どもたちの義務教育を受ける権利を保障するという観点での制度だろうと思います。そういった点で特に学校については安全安心な学校づくりということで、日々先生方も各管理職を中心にしながら学校運営されていますけれども、そういった意味で生命の維持、心身の安全を確保するということは、これはまた教育委員会の課せられた基本的な義務だと思います。あきる野市の中で児童生徒の出席停止にかかわる、この要項に該当するような、具体的に適用されるような、出席停止を命ずるような案件などはこの要綱ができた14年度以降件数としては何件ぐらい発生しているのでしょうか。

それから、2点目が、6条、7条あたりの関係で、校長具申あるいは保護者の意見を十分に参酌するということは教育的な配慮ということも当然考えなければならないと思いますが、具体的にはどのような状況を示すものなのか、これが2点目。

そして、3点目が、この7条では学校長が出席停止期間中の家庭状況、校内の他の生徒の状況なども報告するということですが、この作成については学校現場でも忙しい生活の中で作成されますので、形式的な書類等になるのではないかという危惧もあります。この期間中の教職員による指導あるいは保護者の指導や見取りについての報告書を作成することは、恐らく指導室の指導が大事だろうと思いますが、その辺いかがでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

出席停止という取組は、ここ数年は発生しておりません。児童等の状況において出席停止という形ではないですが、別室での指導を学校内でやったという案件はございます。人間関係のトラブルから、加害のお子さんを一時的に避難させたことはございます。

それから、出席停止具申等についての聞き取りと、指導の内容につきましては、これは短期でありながらも、加害のお子さんであっても学習権を守るということであれば、多忙であったとしてもきちっとつくっていただくものになりますし、その体制づくりはしていただくこととなります。実際に先ほど申し上げたような別室指導に当たっても、個別の指導に対してどのようなものをやるかについては、各学校で工夫していただくよう指導したところでございます。ただ、今回書類を作成するに当たっての指導室のかかわりとしては、当然書類をただ一方的に出すように指示するだけではなく、聞き取りを行ったりしながら、作成に当たっては指導助言はしていくことになると考えてございます。

具体的な場面につきまして、どのような形になるかですが、それはお子さんの状況、その期間、出席停止の期間等によって変わってきますので、場面に応じて適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今の答えにあったわけですが、特に報告書等の作成の中で、やっぱり児童生徒が出席停止になるということは、かなり大きな問題だろうと思います。そういったところでは、確かに形式的な書類にならないように、教師も家庭も、相互に子どもを見取り、指導していくような内容のものを作っていただきたいなという気がいたしますので、よろしく願いいたします。

以上です。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

出席停止に入らる中で、お子さんの状態、それからこれまでのどのような内容をしていけばいいかということ、相互理解図れるように、教育委員会指導室が中に入りながら、保護者、学校三者で話し合ったり、個々に話し合ったりしながら、指導計画、その後のそれぞれの通知報告を受け、最終的には安定した学級、学校生活の復帰という形に持っていけるような手はずになるようにしていきたいと考えております。ありがとうございます。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますか。

田野倉職務代理者。

教育長職務代理者（田野倉美保君）

この出席停止の期間というのを、結局出席停止に入る前に決めるわけですね。その期間はもちろんケース・バイ・ケースになるんですけども、どうやってその期間を判断するのかなというのが少し疑問ですけど。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

可能な限り短い期間ということが基本的な考え方でございます。やはりお子さんによって、もしくは学年によって違ってくるのですが、自分の行為、行動に対して反省できる期間と、それを超えてしまうと何で俺がこんな目に遭うんだろうという気持ちになってしまう期間でもございます。一方的に長ければいいというものではなく、そこを見きわめたり、それから学校としても迎え入れるための次の指導、彼が反省していると、では戻ってくる時には温かく迎えられるようにしようねというような学級指導をしていく、そんな体制づくりのことも考えていかなければなりません。そのようなことも考えながら、短い期間はどの程度と言われてしまうと苦しいところですが、やはり具体的に例えば1日でもできればいいなというぐらいの、本当に短い期間で子どもたちが反省できればということでございます。そんなに出席停止というものは長期やるものではないという考え方でございます。

以上です。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

教育長職務代理人（田野倉美保君）

わかりました。

教育長（私市 豊君）

ほかに。

坂谷委員。

委員（坂谷充孝君）

1箇所気になるところがあるので、申し述べさせていただきます。基本的には必要なことであれば定めたほうが良いと思うわけですが、下の方で第8条中に、出席停止期間変更等というところですが、この改心が見られずというところであったり、出席停止期間中に改心が見られと、心を改めるという言葉があるわけですが、本当に罪人に対して使う時代劇中の言葉のような感じがして、決して悪人だからやったとか、それを改めるということではなくて、やはりこれは児童生徒に対するものですから、反省であったりとか行為、行動に対するというお話が今間嶋さんからもありましたけども、改心ではないのではないか、反省ではないかなと思うのですが、こういったところの文面に対する思いとはいかがなものでしょうか。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

性行不良でありといったところから改心という言葉を使わせていただいておりますが、確かに子どもたちの心考えたときには、改心という言葉は少し再検討させてもらいたいと思います。ありがとうございます。

委員（坂谷充孝君）

ありがとうございました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ほか、よろしいでしょうか。よろしいですね。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件、一部修正を加えまして、報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告に入ります。

私から報告をいたしますが、先月1カ月間の報告事項につきましては、お手元に配付した報告書のとおりでございます。私としては今年1年を振り返りと来年度への姿勢を述べたいと思います。

やわらかい話からかたい話までございます。まず1月ですけれども、大学ラグビー選手権、帝京の10連覇が成りませんでした。優勝は明治大学でした。また、箱根駅伝も青山学院大学の5連覇が成らず、優勝は東海大学、こういう1月のスタートでした。出初め式については、参加団員が300人で、本当に団員の減少傾向が続いております。そういった中で、成人式についてはキララホールが超満員の状況で、新成人の態度も少し心配をしたのですけれども、全くそのようなこともなく、非常に態度のよい新成人でございました。

3月に、今年台風で被害に遭っています小和田グラウンドを中心として、全国高校男子ソフトボール大会が行われました。あきる野市はソフトボール連盟が東京都の中でも非常に大きな組織、また強固な組織のために、東京都がすぐにあきる野市に注目をしていただいて、こちらで高校男子のソフトボール大会の全国大会が行われました。

4月に、西多摩の子どもたちの詩集「多摩の子詩集」を発行しておりますけれども、これに今年度福生市が不参加を表明をいたしました。いろんな経緯があって今年度不参加だったのですけれども、その後西多摩の教育長会等を含めて協議を進めた結果、西多摩広域行政圏の共同事業という位置づけをしまして、今後、来年度以降発行していくこととなりましたので、福生市も来年度はまた参加をするという方向に決まりました。

5月、新元号、令和の時代が始まりました。

7月、教育広報、今までの「一房のぶどう」から「教育広報あきる野」に名称変更をして、紙面も全面改訂をいたしまして、11月に第2号を発刊して、来年2月から3月にかけて第3号を発行する予定でございます。

また、令和2年度から使います小学校の教科書採択を行いました。委員さんにも非常にご尽力いただきまして、ありがとうございました。この7月には伊奈在住の栗原美穂さんを介してのポーランドとの国交樹立100周年の記念コンサートをキララホールで開催をいたしました。

9月、ラグビーの世界カップが始まりました。

そして、10月、この10月は大変なことがありました。まずは、市長選で村木新市長が誕生いたしました。ラグビーは、日本代表がベストエイト、そして台風19号が来襲して、市内に甚大な被害をもたらしました。この台風のおかげで多くの事業も延期ないし中止ということになっております。

12月、定例議会が新市長のもとで初めて開催されました。議員の数、与党、野党逆転した中で行われた議会、当初予想されたとおりの波乱含みの展開、今後の市政運営、議会運営が大きな課題と捉えております。新市長の公約に掲げました引田駅北口土地区画整理事業の見直し、秋川高校跡地への特別養護老人ホームの誘致、るのバスの増便等、この辺の市長公約をどのように調整するのか、また来年度予算、令和2年度予算をどう編成するのか、新市政にとっては、執行部にとっては非常に高い課題だと思っております。

そのような状況下でございますが、来年度に向けての教育委員会としての課題を私なりに整理をしました。まずは、次期教育基本計画、この策定を来年度する予定でございます。それから、学校のICT環境の整備、同じく学校の働き方改革を進めること、学校体育館への空調機の設置、AET配置充実へ向けての新たな取組、いじめ、不登校、増加傾向にございますので、これにも本当に真剣に取り組まなければいけないと思っております。東京オリンピック・パラリンピックへの対応、小和田グラウンドの復旧整備、寿大学の充実を初めとしての生涯学習事業の充実、青少年対策、図書館事業の充実、さらに引田駅北口の区画整理事業と連動いたしますが、新給食センター建設事業、こういった本当に大きな事業、課題が控えております。

教育で大事なことは、やはり私がいつも使っている言葉であります不易流行という言葉かなと思います。トップが変わっても不易な部分、何が不易なのかを考えなければいけないですけれども、このことをしっかり心に決めて、教育行政を進める覚悟でございます。ぜひ教育委員さんにも来年もよろしく願いをいたします。

私からは以上でございます。

他の教育委員さんから何か報告がありましたら、お願いいたします。

委員（丹治 充君）

よろしいですか。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今年度もあきる野市教育の事業が行われ、その中で中学生の主張大会が行われました。内容的にも、年々充実した子どもたちの発表であり、また頼もしいのはやはり小学生の人権メッセージ等も、各学校の当然指導はあるわけですけれども、これらの発表が他市と比べてみても子どもたちの一生懸命さ、あるいはあきる野の小中学校の取組の成果といいますか、これがひいてはあきる野っ子を育て、まちの担い手となる子どもたちが育っていくのだらうと、この行事を通じて感じました。関係の部局の皆さん方、それから担当された市民の方に感謝申し上げたいというような、そんな思いであります。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

ほかの委員さん、よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

以上で教育長及び教育委員の報告を終了いたします。

最後に、事務局から、今後の日程等についてご案内をお願いします。

教育総務課長（鈴木将裕君）

それでは、今後の日程等についてご案内させていただきます。

年明け1月14日の火曜日に東京都市町村教育委員会連合会の理事会と理事研修会が東京自治会館で開催されます。理事会の開催時刻が午後2時30分からとなっておりますので、丹治委員におかれましては、午後1時20分に市役所に起こしいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次回、令和2年1月の教育委員会定例会でございますが、1月16日木曜日の午後2時から、ここ505会議室での開催となります。

私からの報告は以上となります。

教育長（私市 豊君）

何か今の件でございますか。よろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、報告等がないようでございますので、以上をもちまして12月の定例会議を閉会といたします。

閉会宣言

午後3時24分